

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和6年7月26日

株式会社あそしあ少額短期保険

令和6年7月25日からの大雨により、被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 : 0120-936-058 (AI電話事故受付)

受付時間 : 24時間365日対応

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
秋田県	7月25日	横手市 (よこてし) 湯沢市 (ゆざわし) 由利本荘市 (ゆりほんじょうし) 大仙市 (だいせんし) にかほ市 (にかほし) 仙北市 (せんぼくし) 仙北郡美郷町 (せんぼくぐんみさとちょう) 雄勝郡羽後町 (おがちぐんうごまち) 雄勝郡東成瀬村 (おがちぐんひがしなるせむら)
山形県		鶴岡市 (つるおかし) 酒田市 (さかたし) 新庄市 (しんじょうし) 寒河江市 (さがえし) 村山市 (むらやまし) 尾花沢市 (おぼなざわし) 最上郡金山町 (もがみぐんかねやままち) 最上郡最上町 (もがみぐんもがみまち) 最上郡真室川町 (もがみぐんまむろがわまち) 最上郡大蔵村 (もがみぐんおおくらむら) 最上郡鮭川村 (もがみぐんさけがわむら) 最上郡戸沢村 (もがみぐんとざわむら) 東田川郡庄内町 (ひがしたがわぐんしょうないまち) 飽海郡遊佐町 (あくみぐんゆざまち)

以上